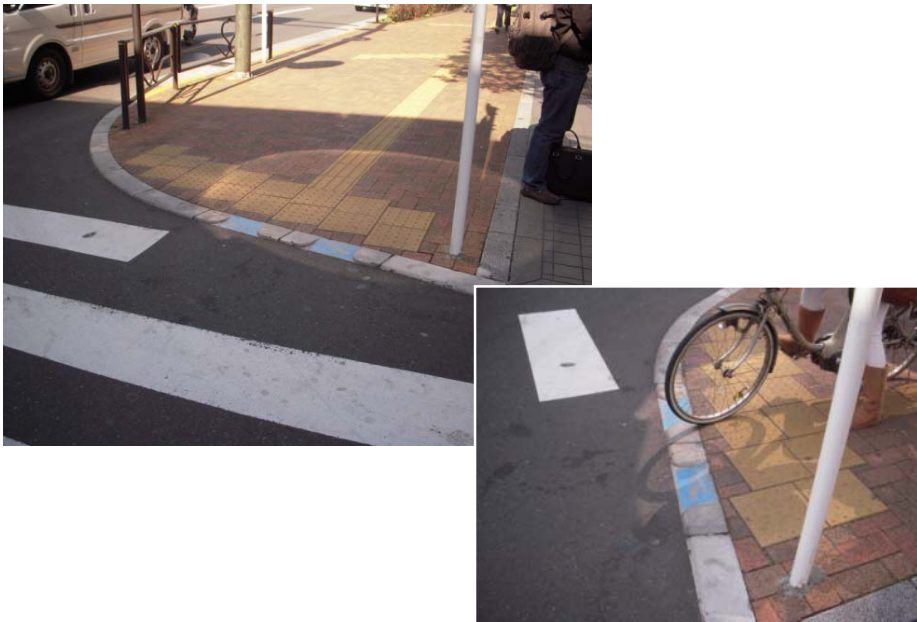


■その他

	東京都文京区	東京都江戸川区
事例写真		
概要	道路の種類：一般道路(歩道部) 道路形状：単路部(直線部) 設置場所：交差点歩道端部 設置方式：縁石切り下げ（着色） 所在地：東京都文京区春日 撮影日：平成22年1月27日 コメント：俗に言う「熊谷方式」の歩道切り下げ。車椅子やベビーカー、などのために、歩車道境界構造(2cm)を確保しながら、ゼロ擦りつけの箇所を設けたもの。	路線名：都道318号（環七） 道路の種類：一般道路 道路管理者：都道府県 所在地：東京都江戸川区中葛西 撮影日：平成21年12月1日 コメント：幹線道路に接続する取付道路。主道路の歩道は幅員が広く、自転車交通量も多いため、大型凸面鏡により安全確認しやすいようにしている。

事例写真	東京都江戸川区	千葉県千葉市 旧標示 現標示
概要	路 線 名：都道 318 号（環七） 道路の種類：一般道路 道路管理者：都道府県 所 在 地：東京都江戸川区中葛西 撮 影 日：平成 21 年 2 月 13 日 コ メ ント：広幅員歩道かつ横断距離が短いこともあり、信号無視横断者が多い歩行者用信号機の張り出し幅を極力大きくすることで視認性向上を図っている。	道路の種類：一般道路 道路管理者：千葉市 所 在 地：千葉県千葉市中央区中央 撮 影 日：平成 19 年 10 月 29 日（前） 平成 21 年 9 月 3 日（後） コ メ ント：指定方向外通行禁止を明確にするため、支線標示を削除した例。

	埼玉県さいたま市	長野県軽井沢町
事例写真		
概要	道路の種類：一般道路 所在地：埼玉県さいたま市中央区本町 撮影日：平成 19 年 12 月 11 日 コメント：・一方通行道路への侵入禁止の規制標識 ・正面からではなく、斜め方向からも標識が視認できるよう凸面を持たせている。	道路の種類：一般道路 所在地：長野県軽井沢町 撮影日：－ コメント：・進行方向別通行区分表示 ・交差点侵入路のゼブラゾーンの存在に合わせて、ゼブラを表現

	東京都目黒区	岡山県岡山市
事例写真		
概要	道路の種類：一般道路 道路形状：交差点及び付近 所在地：東京都目黒区 撮影日：－ コメント：横断歩道内の、視覚障害者用の点字ブロック	道路の種類：一般道路 所在地：岡山県岡山市北区駅前町ほか県内 撮影日：平成 21 年 11 月 25 日 コメント：横断歩道上に点字ブロックを設置し誘導するものである。横断歩道上であるため、通常の黄色のブロックではなく、路面表示とあわせて白と黒で設置。

	東京都世田谷区	埼玉県朝霞市
事例写真		
概要	道路の種類：一般道路 所 在 地：東京都世田谷区松蔭神社 撮 影 日：平成 18 年 4 月 コ メ ン ト：歩道のない道路において、視覚障害者を誘導するための誘導用ブロックを敷設している。	道路の種類：一般道路 所 在 地：埼玉県朝霞市 撮 影 日：平成 22 年 1 月 30 日 コ メ ン ト：道路幅員が狭いため、支柱の形状を工夫している。

	福島県郡山市	埼玉県朝霞市
事例写真		
概要	路 線 名：郡山駅東口駅前広場出口 道路の種類：一般道路 所 在 地：福島県郡山市谷島町 撮 影 日：－ コ メ ン ト：交差点停止線に物理的ハンプを設置。	道路の種類：一般道路 所 在 地：埼玉県朝霞市 撮 影 日：平成 22 年 1 月 30 日 コ メ ン ト：市外路から幹線道路への流入部に「止まれ」の標識を 2 箇所設置 車道センター上空のものは夜間点等する

	京都府京都市	栃木県日光市
事例写真		
概要	路 線 名：府道 101 号線（今出川通） 道路の種類：一般道路 所 在 地：京都府京都市左京区田中門前町 撮 影 日：平成 21 年 11 月 24 日 コ メ ン ト：1 台で自動車用、歩行者用の標識が混在している（駐車禁止と横断禁止が直角に設置されている）。 駐車禁止は今出川通沿い（東行き）、横断禁止は北向き、南向きの両面に示されている（寺院から出てきた人、道路の向かい側にいる人両方を考慮している）。 寺院の景観に配慮して門の正面から東側にずらしてあることが考えられる。	路 線 名：一般国道 120 号 道路の種類：一般国道 道路管理者：栃木県 所 在 地：栃木県日光市中宮祠 撮 影 日：平成 28 年 12 月 コ メ ン ト：期間的に閉鎖になる峠を経由する案内の為、隠す板を毎度取り付けではなく、地名の部分に差込枠を設置し、繰り返し利用できる表示にしている。

	大阪府大阪市天王寺区	神奈川県川崎市
事例写真		
概要	路 線 名：大阪市道恵美須城東線(玉造筋) 道路の種類：市道 道路管理者：大阪市 所 在 地：大阪市天王寺区真田山町 撮 影 日：平成 25 年 11 月 28 日 コ メ ン ト：4 車線の玉造筋を横断する法定通学路となっている横断歩道である。 従道路から左折する車両に対する安全確認を促すため、児童にも確認できるひらがなで目視する方向を路面に標示している。 上側の○内は、反対向きに「左にちゅうい！<」と標示している。	道路の種類：市道 道路管理者：川崎市 所 在 地：神奈川県川崎市中原区下小田中 撮 影 日：平成 30 年 3 月 14 日 コ メ ン ト：一方通行の交通規制が時間指定されている生活道路で、すれ違いが困難な幅員の道路である。 この道路は、小学校に面しており、通学路となっている。 通学時間帯は、歩行者自転車専用道路になっており、その後の時間帯は、一方通行規制となっている。 沿道の住居等で通行許可を受けた車両は、7 時～9 時の間に通行する場合は、どちらの方向へも進行できる。